大阪府泉北府民センタービル自動販売機設置事業者募集要項（R3）

大阪府鳳土木事務所が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

１　公募物件

物件番号	所　在　地	設置場所	種類	外形寸法		最低使用料（年 額）	位置
				幅	奥行き		
1	堺市西区鳳東町四丁 390 番地 1	泉北府民センタービル１階自動販売機設置箇所①【災害対応型自動販売機（フリーベンド）】	缶・ビン ＰＥＴ	1.20m 以内	0.75m 以内	17,300 円（税抜き額）	別図
2	（同上）	泉北府民センタービル１階自動販売機設置箇所②	缶・ビン ＰＥＴ	1.20m 以内	0.75m 以内	17,300 円（税抜き額）	
3	（同上）	泉北府民センタービル半地階自動販売機設置箇所③	缶・ビン ＰＥＴ	0.87m 以内	0.65m 以内	17,300 円（税抜き額）	

※ 設置は物件番号毎に各１台とします。また、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

２　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

(1)　次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること

①　成年被後見人

②　民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

③　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥　破産者で復権を得ない者

⑦　府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者

(2)　次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）であること。

①　大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者

⑥　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3)　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(5)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(6)　府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

３　公募条件等

(1)　使用料等

①　使用許可の期間

使用許可の期間は令和３年４月１日から令和４年３月３１日とします。令和４年４月１日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として１年毎に申請を行うことにより、最長、令和８年３月３１日までの間、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

②　使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に消費税及び地方消費税相当額を加算し得た額をもって年額使用料とします。

なお、使用料は、年度ごとに大阪府の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の大阪府が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。

③　その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、電気使用料のみとし、全額を設置事業者の負担とし、月ごとに大阪府の発する納入通知書により、大阪府が指定する期限までに当該月分を全額納入してください。光熱水費の額は、次の計算によるものとします。

【電気使用料】

自動販売機に設置する子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。

なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

※　電気料金単価（消費税及び地方消費税を含む）

＝泉北府民センター全体の使用電気料金÷泉北府民センター全体の使用電力量

④　設置方法等

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、公募物件毎に示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）、自動販売機据付基準（2008 年策定版）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具（アンカーボルトを含む）について大阪府鳳土木事務所の承認を受けてください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

①　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

②　使用期間中に２－（３）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

③　自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④　販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。

⑤　販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

①　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行

なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを府に提出しなければなりません。

② 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル・等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。なお、回収ボックスの設置面積は使用料に算入しません。

③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 災害対応型自動販売機（フリーベンド）

設置事業者は次の項目に基づいて災害対応型自動販売機を設置してください。

① 設置事業者は災害時に際し、避難者等に対し災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することとし、大阪府からの要請があった時、協力するものとする。

② 「１　公募物件」に記載のとおり定められた台数の災害対応型自動販売機を大阪府が指定する場所に設置すること。

③ 災害時に電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機とし、避難者等が災害対応型自動販売機と認識できるよう表示等を工夫すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

４　参考データ

(1) 泉北府民センタービルに勤務する職員数等　　１２６人（令和３年１月１９日現在）

(2) 公募対象の自動販売機の売上実績

物件番号	設　置　場　所	売上額
		R2年1月～R2年12月
1	泉北府民センタービル１階 自動販売機設置場所①	６３０，４９３円
2	泉北府民センタービル１階 自動販売機設置場所②	未設置　実績なし
3	泉北府民センタービル半地階 自動販売機設置場所③	３０４，７２０円

(3) 大阪府としての閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日とし、開庁日は閉庁日以外の日とします。

５　応募申込手続き

⑴　申込方法

郵送で申し込む場合（配達証明又は簡易書留とすること。）

申込受付期間　令和３年１月２８日（木）～　令和３年２月１２日（金）必着

送り先　〒５９３－８３２４

堺市西区鳳東町四丁 390 番地１（泉北府民センタービル１階）

大阪府鳳土木事務所　総務・契約課　宛

持参する場合

申込受付期間　令和３年１月２８日（木）～　令和３年２月１２日（金）

【午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先　　堺市西区鳳東町四丁 390 番地１（泉北府民センタービル１階）

大阪府鳳土木事務所　総務・契約課

⑵　必要な書類（各１部）

①　応募申込書（大阪府所定様式）

②　誓 約 書（大阪府所定様式）様式１　様式２

③　販売品目（大阪府所定様式）

④　２－⑶にかかる許認可等の免許証の写し

⑶　その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

６　質問書

⑴　受付期間　令和３年１月２８日（木）～令和３年２月４日（木）

【午前９時 30 分～正午、午後１時～午後５時】

※土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

⑵　提出方法

質問書（大阪府所定様式）により、⑴受付期間内に「５－⑴提出先」にご持参ください。

⑶　質問書への回答日

令和３年２月９日（火）ホームページに掲載して回答します。

７　設置事業者の決定

⑴ 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

⑵ 応募者は、物件番号１～３の物件に対してそれぞれ応募できます。

⑶ 公募物件に対し、大阪府が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が２者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

⑷ 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和３年２月１６日（火）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

８　使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和３年２月２６日(金)までに、次の行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、「２　応募資格要件」（６）に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から３か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》　※提出部数は各１通

① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）
② 設置場所の図面
③ 設置する自動販売機のカタログ（機器の仕様、寸法、消費電力のわかるもの）
④ 証明書類（発行日から３か月以内のもの）
〈法人の場合〉･･･法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状、役員名簿
〈個人の場合〉･･･印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）
⑤ 自動販売機の管理関係証明書（大阪府指定様式）
⑥ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者（応募者）と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
⑦ 自動販売機設置日時等連絡票（大阪府指定様式）・・・〈自動販売機の設置前に提出〉

９　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

①　正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
②　設置事業者が応募者の資格を失った場合

１０　その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府都市整備部鳳土木事務所総務・契約課　担当　中谷
堺市西区鳳東町四丁 390 番地 1
電話０７２－２７３－０１２３（内線３０５）

応　募　申　込　書

〈清涼飲料水自動販売機〉

令和　　年　　月　　日

大阪府鳳土木事務所長　様

住　　所（所在地）（〒　　－　　）

氏　　名
法 人 名
代表者名　　㊞
（事務担当者）
所属部署
氏　　名
電　　話

大阪府泉北府民センタービル自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

１　設置希望場所及び提案使用料

物件番号	設置場所	応募価格（提案使用料・年額）
1	泉北府民センタービル１階 自動販売機設置場所 ① 【災害対応型自動販売機 （フリーベンド）】	０　０円
2	泉北府民センタービル１階 自動販売機設置場所 ②	０　０円
3	泉北府民センタービル半地階 自動販売機設置場所 ③	０　０円

※　１．応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
　　２．応募価格は、年額として、百円単位(税抜き)で記入してください。なお、応募価格(税抜き)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
　　３．金額はアラビア数字で記入してください。
　　４．初めの数字の頭に￥をいれてください。
　　５．応募しない物件は、金額を記入する必要はありません。

２　添付書類

①　誓 約 書（大阪府所定様式）　様式１　様式２
②　販売品目（大阪府所定様式）
③　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

３　その他

※設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

（　　）

様式１

誓　約　書

私は、大阪府が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

１　応募申込書の提出に際し、大阪府泉北府民センタービル自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。

２　大阪府泉北府民センタービル自動販売機設置事業者募集要項の「２　応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

３　設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和　　年　　月　　日

大阪府鳳土木事務所長　様

住　　所
(所在地)

氏　　名
法 人 名
代表者名　　㊞

様式２

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

１　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者のいずれにも該当しません。

２　私は、大阪府暴力団排除条例第２条第２号及び第４号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。

４　私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府鳳土木事務所長　様

令和　　年　　月　　日

申込者

住　　所

（所在地）

氏（フリ）　名（ガナ）

（法人名）

（代表者名）　　印

生年月日

【応募者名(法人名)】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　【物件番号】＿＿＿＿＿＿

販　売　品　目

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準価格 円	売　値 円	備　　考

（注）１．この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格（内容量)、容器の種類、標準価格（税込額)、売値（税込額）を記載する。
２．容器の種類欄には「缶・ビン・PET ボトル」のいずれかを記載する。
３．応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。

自動販売機の管理関係証明書

令和　　年　　月　　日

大阪府鳳土木事務所長　様

住　　所（所在地）（〒　　－　　）

氏　　名
法 人 名
代表者名　　㊞
（事務担当者）
所属部署
氏　　名
電　　話

大阪府泉北府民センタービルに設置する自動販売機に係る個別業務の実施企業名は、下表のとおりであることを証明します。

物件番号		設置場所	

【個別業務の実施企業名】

業務区分	企業名／担当所属	連絡先（電話番号）
自販機の所有権者		
設置管理責任		
故障時の対応		
商品の補充		
売上代金の回収		
その他 （　　）		
その他 （　　）		

※　個別業務の実施者（企業名）が、設置事業者（応募者）と異なる場合は、委託契約書・協定書等の書類の写しを提出してください。

※　本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。

質　　問　　書

質問内容

回答内容

氏　　名
法 人 名
代表者名
担当者名

自動販売機設置日時等連絡票

事業者名			
担当者名		連　絡　先 電 話 番 号	

物　件 番　号	設置日時	据付工事業者名	搬入車両番号
1	月　　日（　　） 時　　分頃		
2	月　　日（　　） 時　　分頃		
3	月　　日（　　） 時　　分頃		